横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会 第223回会議議事録	
日時	平成29年11月16日(木) 午後1時30分~午後3時50分
開催場所	関内中央ビル 5 階特別会議室
出席者	藤原部会長、金井委員、久保委員
欠 席 者	なし
開催形態	議事1から4まで及び6は非公開。議事5は公開(傍聴者なし)
議題	1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第222回会議議事録の承認 2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 3 第一部会からの報告 4 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議 5 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について 6 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議
議事及び項	【以下非公開】  開会にあたり、部会長が、議事1から4まで及び6の非公開を確認した。 1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第222回会議議事録の承認 2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 事務局から運用状況及び諮問第2119号から第2129号までの諮問について報告した。 3 第一部会からの報告 事務局から第一部会で決定した諮問第1576号に係る答申について報告した。 4 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議 (1) 諮問第1752号(事故に関する支払い)について ア 審査請求人からの意見陳述を行った。 出席者 審査請求人 1人 イ 答申の方向性を検討した。 ウ 次回引き続き、答申の方向性を検討することとした。  【以下公開】
	5 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について (事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について説明 (資料に基づき説明) (藤原部会長) 何か意見等はあるか。 (久保委員) 実施機関の職員の定義規定を条例第2条第2項に設けるとの

ことだが、罰則について定めた条例第67条等は定義規定を受けているということか。

(事務局) そのとおりである旨を説明。

(久保委員) 新しく設ける実施機関の職員の定義規定にも市長等は含まれているのだろうが、そうすると、市長は、実施機関の職員についての罰則規定と市長についての罰則規定が両方適用されるということか。

(事務局) 条例第70条の制定趣旨及び適用される旨を説明。

(久保委員) 条例第68条と第70条との適用関係が不明確な印象を受ける。

(久保委員) 本件について、検察協議は行っているのか。

(事務局) 条例第70条を設けた際に、特別職に対して罰則を科すことに ついての問題点の指摘があった旨及び、今回の改正にあたっての 検察協議では、現時点では問題がないとされた旨を説明。

(藤原部会長) 罰則規定を設けたのはいつか。

(事務局) 平成16年度に規定を設けた旨を説明。

(藤原部会長) 承知した。

(金井委員) 提供についての罰則規定である条例第67条の罰則は、漏えい についての規定に比べて重いが、どのような趣旨か。

(事務局) 条例第67条については、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに係る提供であるため、罰則が重くなっている旨を説明。

(金井委員) 要配慮個人情報の取扱いに関して質問だが、要配慮個人情報、収集を制限されている情報及び通常の個人情報の3つに分かれるということか。

(事務局) そのとおりである旨を説明。

(金井委員) 要配慮個人情報に関する収集制限については、自治体によって対応が異なっているように思う。

(藤原部会長) 要配慮個人情報の利用が必要な場面も想定される。収集制限 の規定を設けるかについては、個人情報の活用との兼ね合いだろ う。

## 【以下非公開】

- 6 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議
- (1) 諮問第1615号(鋼管の溶接方法等が記載された施工図) について 答申案を検討し、決定した。
- (2) 諮問第1761号(指定介護老人福祉施設への事実確認)について ア 答申案を検討した。

イ 次回引き続き、答申案を検討することとした。

## 資料及び 特記事項

1 資料

横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

2 特記事項

次回:平成29年12月7日(木) 関内中央ビル5階特別会議室

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開·個人情報保護審査会第三部会 部会長 藤原 靜雄